

緊急時モニタリングに係る動員計画

平成27年1月21日
原子力規制委員会

1. 目的

緊急時モニタリングに係る動員計画（以下「動員計画」という。）は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

2. 動員可能な要員及び資機材の把握

- (1) 原子力規制庁は、地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）の協力を得て、緊急時モニタリングに動員可能な要員及び資機材について調査し、別紙に定める様式にとりまとめる。
- (2) 原子力規制庁は、動員可能な要員及び資機材の情報について更新を行うため、毎年度調査を実施する。また、原子力規制庁は、関係機関に対して、動員可能な要員及び資機材の情報について変更があった場合の報告を求めるものとする。

3. 要員及び資機材の動員の手順

(1) 基本的な考え方

原子力災害対策指針においては、緊急時モニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。これを踏まえ、関係機関は、動員計画に基づき実施される要員及び資機材の提供に係る調整に協力するものとする。

(2) 国の対応

緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）は、状況に応じて追加の要員及び資機材を動員する必要がある場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）の事務局（以下「対

策本部事務局」という。)に追加的に必要な要員及び資機材の動員を要請する。

対策本部事務局は、EMC から要請を受けた場合またはその他対策本部事務局が独自に必要と判断した場合において、別紙様式にとりまとめられた数量等を参照しつつ、関係機関との間で当該時点において実際に動員することができる要員及び資機材の数量並びに輸送開始までに要する時間について確認する。

(3) 対策本部事務局から問い合わせを受けた関係機関の対応

対策本部事務局から要員及び資機材の動員に係る問い合わせを受けた関係機関は、それぞれの状況等を踏まえて動員可能な要員及び資機材の数量並びに準備に要する時間について迅速に判断を行い、対策本部事務局に連絡する。

(4) 関係機関から連絡を受けた対策本部事務局の対応

- ① 対策本部事務局は、関係機関の回答等を踏まえ、必要とする要員及び資機材の数量が確保可能となることを確認する。
- ② 対策本部事務局は、要員及び資機材の輸送の方法及び派遣期間について関係機関と調整を行い、要員及び資機材が EMC に到達するまでのおおよその時間を確定する。その際、対策本部事務局は必要な要員及び資機材の数量が最も早く確保できるよう、関係省庁との調整も行うこととする。
- ③ 対策本部事務局は、これらを踏まえ、要員及び資機材の動員が可能な関係機関に対して必要な要請手続きを行う。加えて、対策本部事務局は、要員及び資機材の輸送の実施状況等を関係機関に随時確認する。
- ④ 対策本部事務局は、これらの調整、確認の結果を速やかに EMC に連絡する。

(5) 対策本部事務局から連絡を受けた EMC の対応

EMC は、対策本部事務局からの連絡を受け、要員及び資機材の受け入れの準備を進める。さらに、要員及び資機材が到着次第、随時その体制の拡充を行う。

4. その他

原子力規制委員会は、防災訓練等における運用によって蓄積された経験、知見等を踏まえ、必要に応じ、動員計画の見直しを行うこととする。

様式 関係機関が保有するモニタリング要員及び資機材

緊急時モニタリングに係る動員計画2.(1)に基づき実施する要員及び資機材のとりまとめの様式は、以下の通りとする。

項目		(関係機関名)
要員	モニタリングに従事する総要員	(以下数量)
	(1) サーベイメータ測定、試料採取等が実施可能な要員	
	(2) 核種分析が実施可能な要員	
	上記(1)(2)共に実施可能な要員	
資機材	モニタリングカー	
	可搬型モニタリングポスト※1	
	電離箱式サーベイメータ	
	GM管式サーベイメータ※2	
	NaIシンチレーションサーベイメータ	
	ZnSシンチレーションサーベイメータ	
	中性子サーベイメータ	
	可搬型ローボリュームエアサンプラ	
	可搬型ハイボリュームエアサンプラ	
	Ge半導体検出器※3,4 (うち、オートサンプルチェンジャー付)	()
	α 線スペクトロメータ※4	
	電子式個人被ばく線量計	

※1 ガンマ線測定用。常時設置されていない簡易型の電子線量計等も含む。

※2 表面汚染測定用。

※3 放射線監視及び水準調査に用いているものに限る。

※4 基本的に機器の運搬は困難であるため、環境試料等を関係機関等に搬入し、分析を実施していただくことを想定。